青森県作業療法士会災害対策マニュアル

１．平時

　　　理事会及び正会員は、災害時に備え、平時より危機管理の強化に努める。また、災害対策

委員会は災害発生時に速やかに活動できるよう、以下の業務を行う。

　　①　情報収集

　　　　　各団体・組織の災害対応への取り組みなどを情報収集し、検証する。

②　災害支援の啓蒙・啓発、普及

　　　災害支援関連の研修会の開催、および各団体・組織で開催される研修会への正会員の派遣・参加促進、広報に努める。

　　　また、正会員のみならず各所属病院・施設、患者、周辺住民にも理解を求める。

　　③　青い森JRATへの参画・行政等との連携

　　　　　青い森JRATへ参画を通じて、定期的に行政（県の担当部署）との意見交換を行い、

災害救助法における災害リハビリテーションの位置づけ並びに平時・災害時の対応等を

討議する。

　　　　　意見交換により行政の要望を受け入れ、必要に応じて協定を結ぶなど、災害時の双方

における役割を明確化する。

④　災害対策マニュアル・連絡網の整備

　　　青森県作業療法士会災害対策マニュアルの整備・改訂を行う。

災害時における正会員の安否・被災状況確認のため、災害時連絡網（別紙）を整備す

る。災害時連絡網（別紙）の連絡先は変更がある度に速やかに修正する。

２．発災時

理事会は、青森県に災害（地震：震度５強、風水害：台風や河川の氾濫や土砂災害などでブロックの広範囲で避難指示）が発生した際、速やかに災害対策本部を立ち上げ、対応にあたる。災害対策本部の立ち上げは県士会長が宣言する。本部長は県士会長が行う。

災害対策本部は、各ブロック理事へ災害対策本部立ち上げの連絡を行い、当該ブロックもしくは当該地域に対し、正会員の安否・被災状況の確認を依頼する。

災害対策本部に関する電子メールでの連絡に関しては、全県理事・ブロック理事・ブロック長・災害対策委員に対し送信し、情報を共有する。

各ブロック理事は災害発生時、速やかに災害時連絡網（別紙）に基づき、正会員の安否・被災状況の確認を行う。

1. 災害対策本部立ち上げ

災害対策本部は県士会事務局とし、本部長は県士会長、事務局は事務局長、その他副会長、災害対策委員長にて構成される。

　　　災害対策本部は以下の活動を行う。

１）正会員の安否・被災状況の取りまとめ

２）県や関係機関との連絡・連携

1. 安否・被災状況確認

災害時連絡網（別紙）を元に当該ブロック理事またはブロック長が各施設の作業療法部門責任者へ連絡し、情報を取りまとめ災害対策本部へ報告する。各施設の作業療法部門責任者への連絡方法に関しては、電子メールを基本とし、電話やFAX等も必要に応じて使用する。

1. 災害対策委員長より当該ブロック理事またはブロック長へ安否確認依頼

事務局長より最新の会員情報を当該ブロックへ電子メールにて送付

２）当該ブロック理事またはブロック長が各施設の作業療法部門責任者へ連絡

　　３）正会員の安否・被災状況を確認（生死、けがの有無、家屋状況など）

　　４）当該ブロック理事またはブロック長が事務局へ報告

　　５）事務局が災害対策本部へ報告

1. 正会員の被災者への対応

災害対策本部は、会費免除等の被災者支援の必要性や具体的な方法などについて、理事会へ提案する。正会員の被災者への支援の必要の有無，および支援方法に関しては、その都度理事会にて協議し決定する。支援の対象は原則として正会員本人が居住している自宅が罹災した場合とする。

1. 災害対策本部解散

正会員の安否・被災状況の確認が完了し、災害による継続した被害が出ないと災害対策本部が判断した場合、災害対策本部の解散を宣言する。解散の宣言は本部長が行うこととする。